

## 鳥取県空き家利活用流通促進事業補助金交付要綱の一部改正

鳥取県空き家利活用流通促進事業補助金交付要綱（令和元年9月18日付第201900129063号鳥取県地域づくり推進部長通知）の一部を、次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第1条～第6条 略		第1条～第6条 略	
第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の増額以外の変更とする。		第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の減額以外の変更とする。	
2 略		2 略	
第8条～第13条 略		第8条～第13条 略	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
1 対象建築物	次のいずれにも該当する建築物 ① <u>県内に所在する</u> 一戸建て住宅又は長屋建て住宅（共同住宅、重層長屋は除き、店舗等併用住宅を含む。） ② 略	1 対象建築物	次のいずれにも該当する建築物 ① 一戸建て住宅又は長屋建て住宅（共同住宅、重層長屋は除き、店舗等併用住宅を含む。） ② 略
2 補助事業者	略	2 補助事業者	略
3 間接補助事業者	対象建築物を所有、賃貸借（サブリースを含む。以下同じ。）又は購入する次のいずれかの者（ <u>当該建築物の共有者である場合</u> にあっては、 <u>他の共有者全員の同意を得られた者に限る。</u> ） ①～③ 略 ④ <u>県外に在住する個人（相続により対象建築物を所有するに至った者に限る。）</u>	3 間接補助事業者	補助対象建築物を所有、賃貸借（サブリースを含む。以下同じ。）又は購入する次のいずれかの者 ①～③ 略
4 間接補助対象経費	略 ①～⑥ 略 ただし、④から⑥に <u>掲げる費用は①から③に掲げる費用に附帯し、その合計額は①から③に掲げる費用の合計額の1/2を限度とする。</u>	4 間接補助対象経費	略 ①～⑥ 略 ただし、④から⑥に要する費用の合計は、①から③に要する経費の1/2を限度とする。
5 補助率	略	5 補助率	略
6 補助限度額	略	6 補助限度額	略
7 補助要件	略	7 補助要件	略

様式第1号～第4号略

様式第4号の別途

年度鳥取県空き家利活用流通促進事業箇所別報告書

- 1 略
- 2 間接補助事業者の概要

事業者区分	個人 <u>( 県内在住 ・ 県外在住 )</u> ・ 団体 ・ 事業者
<u>所有区分</u>	<u>所有者</u> ・ <u>借主</u>
事業者区分が団体又は事業者の場合は <u>以下</u> について記載すること	
以下略	

- 3 略

以下略

様式第1号～第4号略

様式第4号の別途

年度鳥取県空き家利活用流通促進事業箇所別報告書

- 1 略
- 2 間接補助事業者の概要

事業者区分	個人 ・ 団体 ・ 事業者
事業者区分が団体又は事業者の場合は下記について記載すること	
以下略	

- 3 略

以下略

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。